

町田市町田ターミナルプラザ条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 ( 2 0 1 5 年 ) 6 月 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市町田ターミナルプラザ条例

町田市町田ターミナル条例（昭和58年7月町田市条例第22号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 町田市中心市街地の商業の振興及び交通の利便を図るため、町田ターミナルプラザ（以下「ターミナル」という。）を町田市原町田三丁目1番4号に設置する。

### （施設）

第2条 ターミナルには、市民広場及びバスターミナル（以下「施設」という。）を設ける。

### （開場日及び開場時間）

第3条 ターミナルの開場日及び開場時間は、毎日午前6時から午後11時30分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

### （使用の手続等）

第4条 施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める用途に使用することができる。

（1）市民広場 催し等のためにその一部を専用すること。

（2）バスターミナル 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業又は同条第2号の特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「観光バス等」という。）を発着させる場所として、その一部を専用すること。

2 前項の規定により施設を使用しようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合において、ターミナルの管理上必要な条件を付することができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の承認をしないことがで

きる。

- (1) 施設を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) ターミナルの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(施設の使用時間)

第5条 前条第1項の規定により施設を使用できる時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

- (1) 市民広場 午前9時から午後9時まで
- (2) バスターミナル 第3条に規定する開場時間の範囲において町田市規則（以下「規則」という。）で定める時間

(使用料)

第6条 第4条第2項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を支払わなければならない。

- (1) 市民広場 使用する床面積1平方メートルにつき1時間ごとに25円
- (2) バスターミナル 観光バス等1台につき1回の使用ごとに1,500円

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めるときは、この限りでない。

3 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(回数利用券)

第7条 市長は、バスターミナルの使用者の利便を図るため、回数利用券を発行することができる。

2 回数利用券は、11券片に対し10券片分に相当する額とする。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第9条 使用者は、第4条第2項の承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 第4条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第13条 何人も、ターミナル及びその敷地内において、市長の許可を受けずに、物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。

(損害賠償)

第14条 施設、設備等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の町田市町田ターミナル条例（次項において「旧条例」という。）第3条の承認を受けている者（同項に規定する者を除く。）は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の町田市町田ターミナルプラザ条例（同項において「新条例」という。）第4条第2項の承認を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条の承認を受けて市民広場を店舗として使用している者又は自転車駐車場を使用している者は、その承認を受けた範囲においては、引き続き市民広場又は自転車駐車場を使用することができる。この場合において、引き続き市民広場又は自転車駐車場を使用する者は、新条例第6条に規定する使用者とみなして、新条例の規定を適用する。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定により使用者とみなされる者に係る使用料については、なお従前の例による。